

第Ⅲ部 土木建築部の基本方針

1. 基本方針

防災安全の確保や都市基盤の整備など、安全・安心なまちづくり方針のもと、道路、河川、市営住宅等の整備を推進するとともに、人口減少社会を見据えた住宅政策を進めていきます。

また、高度経済成長期に建設され老朽化した施設などの長寿命化や効率的な維持管理については、コスト意識を持って取り組んでいきます。

2. 重点項目

■ 土木管理課

これまでに策定した「大分市道路整備保全プログラム」や「大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画」などに基づき、効率的かつ効果的な道路整備のための道路種別に応じた舗装の長寿命化やライフサイクルコストの削減を進めていきます。

民地から道路上にはみ出した庭木や生垣、立て看板、のぼり旗、乗入ブロック等により、安全で快適な通行に支障をきたすなどの状況も多くなっていることから、市報・ホームページ等を通じて注意を喚起するほか、改善等の指導を行います。

また、土地の最も基礎的な情報である「地籍」を明らかにし、記録する地籍調査事業や、公共基準点等の管理に係る事務を行います。

■ 道路建設課

市民生活の利便性向上や産業の活性化等を図るため、地域内幹線道路の新設や、通学路の整備、現道の拡幅改良等について、必要性が高い路線から事業を進めてまいります。

また、各種修繕計画に基づき、橋梁や道路法面、舗装の修繕を行うことで、持続可能なインフラの長寿命社会をつくり、市民が安全・安心に使い続けられる道路網の実現を目指します。

■ 道路維持課

安全で快適な道路機能を維持し、良好な状態に保つよう道路維持事業や交通安全対策事業に取り組んでいます。

また、主たる事業として道路の舗装修繕、法面修繕、路肩等の除草及び街路樹管理を年間業務委託によって効率的に実施します。

■ 河川・みなと振興課

台風や集中豪雨などの自然災害にも強い、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、河川改修事業や急傾斜地崩壊対策事業及び浸水対策事業を推進していきます。また、洪水や土砂災害、高潮ハザードマップを作成し、地域住民に配布するなど、自然災害に対する防災意識の向上に努めるとともに、危険箇所や避難場所等の周知により、減災に向けた取り組みを進めていきます。

■ 建築課

「公共建築物は市民の財産である」との考え方にに基づき、高い品質の確保はもとより、ライフサイクルコストの縮減や社会ニーズの変化へ対応します。

また、ファシリティマネジメントの観点から、財政的に持続可能かつ安全に維持・管理できるよう取り組みます。

■ 住宅課

市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、市営住宅に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和4年3月に策定した「第2期大分市空家等対策計画」に基づき、周辺の住環境に悪影響を与えている空家等の除却に対し補助する「大分市老朽危険空き家等除却促進事業」を拡充して取り組みます。

また、空家等の利活用を促進するため、空家等を改修し、「住み替え情報バンク」に登録した場合や地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転換した場合に補助する「大分市空き家等利活用支援事業」に取り組むとともに、子育て世帯が「住み替え情報バンク」に登録された住宅を取得した場合に補助する「大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業」に取り組みます。

市営住宅の適切な維持管理と更新を目的として、「大分市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した市営住宅の集約建替えや長寿命化のための維持保全工事である外壁改修工事等に取り組みます。

さらに、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、「第2期耐震改修促進計画」に基づき、耐震化等を促進する場合に補助する「耐震改修支援事業」や「危険ブロック塀等除却事業」等に取り組みます。